

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和6年1月17日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2300319 号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2300074 号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成20年11月30日から平成21年1月1日に訂正し、平成20年11月及び同年12月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

平成20年11月30日から平成21年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成20年11月30日から平成21年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年11月30日から平成21年2月1日まで

厚生年金保険の記録では平成20年11月から平成21年1月までの3か月間の記録が確認できないが、私は平成18年11月1日にA社の派遣社員に採用され、平成23年2月5日に退職するまでB社に継続して勤務していた。A社は平成21年1月頃に倒産したが、同社の共同経営者により派遣先と派遣社員を引き継ぐ別会社が設立され、それ以前と同じ賃金を得ており、給与から社会保険料を控除されていた。当時の給与明細書と給与振込が記載された預金通帳を提出するので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち平成20年11月30日から平成21年1月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書、預金通帳及び平成20年分給与所得の源泉徴収票（以下「給与明細書等」という。）により、請求者がA社に継続して勤務し、平成20年11月分及び同年12月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来

の報酬月額」という。)のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 20 年 11 月及び同年 12 月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、24 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(以下「資格喪失届」という。)における資格喪失年月日が平成 20 年 11 月 30 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成 20 年 11 月 30 日から平成 21 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成 21 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細書において同年 1 月分の厚生年金保険料の控除額の記載はなく、ほかに当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第2300309号  
厚生局事案番号：関東信越（国）第2300029号

## 第1 結論

昭和60年＊月から同年＊月までの請求期間及び同年＊月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和40年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：① 昭和60年＊月から同年＊月まで  
② 昭和60年＊月から昭和61年3月まで

請求期間①について、会社を退職した直後の昭和60年＊月頃に、A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、対応した職員からその場で国民年金保険料を納めるよう言われたため、請求期間①に係る保険料を現金で納付した。

また、請求期間②は、当時は納付書が送付されなかつたため国民年金保険料を納めていなかつたが、数年後（昭和63年頃から平成3年頃までの間）に納付書が届いたため、A市役所B出張所で1年分の保険料を一括で納付した。

請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付記録がないことから、記録を訂正してほしい旨訂正請求を行つたが、訂正は認められないとする関東信越厚生局長の決定通知書を受け取つた。この結果について納得できないので、再審議の上、請求期間を国民年金保険料納付期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者の請求期間①に係る訂正請求について、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）は、オンラインの取得処理年月日の記録が昭和61年7月15日とされておりことから、この頃に国民年金の加入手続を行つたと考えられ、国民年金保険料を過年度保険料として納付することは可能であったが、当時の取扱いでは、過年度保険料については市役所の出張所で納付することはできない等のことから、既に令和5年7月6日付けで、年金記録の訂正是認められないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、日本年金機構のホームページから、自身の所持する年金手帳が昭和61年4月前に発行された様式のものであり、同年7月頃に国民年金の加入手続を行つたとする判断とは合致しないとして再請求を行つてゐる。

これについて、日本年金機構は、請求者の所持する年金手帳の発行時期とオンラインの取得処理年月日の記録が一致しないことについて、確認できる資料はないが、昭和 61 年当時、年金手帳を交付する際に、あらかじめ大量に国民年金番号を連番で付番した年金手帳を作成し準備していたと思われ、昭和 61 年 4 月に、年金手帳の記載内容の一部改訂があったとしても、国民年金の第 1 号被保険者には影響がないため、改訂前の年金手帳を引き続き交付していた可能性はあると思われる旨回答している。

また、オンライン記録により、A 市を管轄する C 社会保険事務所（当時）において、取得処理年月日が昭和 60 年 \* 月 \* 日である国民年金番号から請求者の年金手帳の国民年金番号 \* までについて取得処理年月日を確認したが、おおむね取得処理年月日順に国民年金番号は連番で払い出されていることが確認でき、請求者の所持する国民年金番号の払出時期と取得処理年月日との間に矛盾はない。

さらに、オンライン記録により、取得処理年月日が、昭和 60 年 \* 月 \* 日から同年 \* 月 \* 日までの期間に、C 社会保険事務所において払い出された国民年金番号について被保険者記録を確認したが、番号に欠落がないところ、これらの国民年金番号において請求者の氏名はない上、オンラインシステムにより、請求者の氏名（旧姓を含む。）及び類似の氏名により氏名検索を行ったが、請求者が所持する国民年金番号以外に、請求者に別の国民年金番号が払い出された形跡はなく、請求者の主張する昭和 60 年 \* 月頃に、請求者に係る国民年金の加入手続が行われたとは考え難い。

2 請求者の請求期間②に係る訂正請求について、請求者は、平成元年頃から平成 3 年頃までの間に請求期間②に係る国民年金保険料の納付書が届いたため、A 市役所 B 出張所で 1 年分の保険料を一括で納付した旨主張しているが、請求者が納付を主張する時期においては、国民年金保険料の納期限から 2 年を経過しており、保険料の徴収権は時効により消滅しているため、納付することはできない等のことから、既に令和 5 年 7 月 6 日付けで、年金記録の訂正是認められないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、今回、請求者は、国民年金保険料の納付について、当時、市役所が土曜日に開庁していたことから、土曜日に市役所で納付が可能であった期間を追加し、昭和 63 年から平成 3 年までの期間において、保険料の納付を督促されたためすぐに納付したとして再請求を行っている。

しかしながら、昭和 63 年 1 月の時点において、請求期間②の一部は国民年金保険料の納期限から 2 年を経過しており、当該期間の保険料の徴収権は時効により消滅しているため、保険料を納付することはできず、請求者が A 市役所 B 出張所で 1 年分の保険料を一括で納付したとする主張と一致しない上、A 市は、現年度保険料の納付のみを取り扱っており、過年度分の保険料は、郵便局又は銀行、社会保険事務所で納めていただくよう案内をしていた旨回答している。

なお、請求者は、請求期間②の国民年金保険料の納付に係る督促を昭和 63 年から平成 3 年の間に受けた旨主張しているが、昭和 62 年 6 月 8 日府保険発第 19 号によれば、過年度保険料の督促については、納付督励を受けたにもかかわらず納付しない者のうち、特に必要と認めら

れる者であって前年度分の保険料が全額未納となっている者等の中から督促状を発行することが適当であると認められる者を社会保険事務所が選定することと通達されており、昭和 61 年度以後に国民年金保険料の未納期間がない請求者に、督促状が発行されたとは考え難い。

また、昭和 37 年 5 月 24 日年国発第 39 号によれば、納付催告書（未納者に納付すべきことを催告する通知）の発行は時効中断の効力を有しない旨通達されている。

3 そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求期間①及び②について、請求者が国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2300227 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2300073 号

## 第1 結論

請求期間①及び②について、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 2 年 8 月 21 日から平成 6 年 2 月 1 日まで  
② 平成 11 年 2 月 13 日から平成 12 年 3 月 16 日まで

請求期間に、A社内のレストランでウェイトレスとして勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②（以下「請求期間」という。）にA社内のレストランで勤務していた旨主張しているところ、A社は、履歴事項全部証明書により平成 20 年 10 月 29 日に会社成立したことが確認できるほか、オンライン記録により、平成 21 年 6 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、同社はB社から分割したことが確認できる。

また、請求者に係るオンライン記録によると、請求者は平成 2 年 8 月 1 日から請求期間①の直前まで、C社における厚生年金保険の被保険者であることが確認できるところ、同社及びB社の法人登記簿謄本及び閉鎖事項全部証明書によると、請求期間当時の事業主は、B社と同一の者である上、同社の支店の所在地がC社の本店所在地と同一であることが確認できる。

これらのことから、A社、B社又はC社の事業主及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したところ、複数の者から、B社及びC社がA社を運営していた旨の回答があり、また、請求者が記憶する同僚から期間の特定はできないものの請求者とレストランと一緒に働いていた旨の陳述を得ることができた。

しかしながら、前記の照会に対する回答からは、請求者の具体的な勤務状況及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除などについて確認することができない。

また、請求期間において、請求者が雇用保険に加入していた記録は見当たらないほか、請求期間に係るB社及びC社の被保険者縦覧照会回答票について確認したが、請求者の氏名及び整理番号の欠番は見当たらない。

さらに、請求者の住所地を管轄するD市に照会したが、課税資料については保存期間を経過しているため提供できない旨回答しており、請求期間当時の厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる資料を得ることができない。

加えて、オンライン記録により、請求者の請求期間①に係る記録は、国民年金保険料の納付済期間となっていることが確認できる。

なお、前記のとおり、請求期間①については、その直前まで請求者にC社における厚生年金保険の被保険者期間があることが確認できるが、当該資格喪失処理時に健康保険被保険者証を返却した記録となっている。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険への加入等について、請求者の主張を裏付ける陳述、回答及び資料を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。